

納税などには便利な口座振替をぜひ利用ください

台風・大雨! もしもに備える
確認しよう 危険な場所と避難行動

近年、集中豪雨や台風による洪水や土砂災害などが全国で発生しています。いざというときでも落ち着いて行動できるよう、日ごろから自宅周辺の危険箇所や避難行動を確認しておきましょう。

住んでいる地域の危険箇所の把握

土砂災害警戒区域や浸水想定区域は、市が配布しているハザードマップまたは市ホームページで確認することができます。お住まいが避難行動を必要とする区域にあるか、事前に確認しておきましょう。

避難行動とは

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」で、次の行動が避難行動となります。

- ・指定緊急避難場所などへの移動(立ち退き避難)
- ・近隣のより安全な場所・建物などへの移動(立ち退き避難)
- ・建物内の安全な部屋(2階など)への移動(屋内安全確保)

立ち退き避難が必要となる災害の場合

家屋にとどまることで、命の危険性を感じる場合には、「立ち退き避難」が必要です(表1)。

屋内安全確保をとる場合

移動することがかえって危険

表1

災害種別	立ち退き避難が必要な場合	立ち退き避難の行動
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面が崩壊するおそれがある場合 ・土石流の発生または発生するおそれがある場合 ・地すべりの発生または発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・親戚や知人宅へ移動 ・近隣の頑丈な建物へ移動 ・避難所などへ移動
水害	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋が流失するおそれがある場合 ・自宅の最上階まで浸水するおそれがある場合 ・長時間の浸水が予想される場合 	

表2

災害種別	屋内安全確保をとる場合	屋内安全確保の行動
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域などにおり、すでに暴風雨となっていて外に出るのが危険と判断した場合 ・避難勧告などが発令された後、避難を開始するのが遅れ、外に出るのが危険と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面から離れた反対側の部屋に移動 ・斜面から離れた2階の部屋に移動
水害	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定が浅い区域で、家屋の流失のおそれがない場合 ・すでに暴風雨となっていたり、周囲が浸水したりして外に出るのが危険と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内の高いところへ移動 ・家屋の2階や場合によっては屋上に移動

表3

警戒レベル	避難情報等
警戒レベル5(災害発生)	災害発生情報 命を守る最善の行動を促す(市が発令)
警戒レベル4(全員避難)	避難勧告・避難指示(緊急) 住民に避難を促す(市が発令)
警戒レベル3(高齢者等避難)	避難準備・高齢者等避難開始 高齢者等に避難を促す(市が発令)
警戒レベル2	洪水注意報・大雨注意報 避難に備え、避難行動を確認(気象庁が発表)
警戒レベル1	早期注意情報 災害への心構えを高める(気象庁が発表)

3) 早めの避難をお願いします
市は、集中豪雨や台風などで被害が予想されるとき、必要に応じて避難勧告などを発令し、避難所を開設します。避難勧告などや避難所の開設情報は、防災行政無線、あきる野市メール配信サービス、消防団などの広報活動でお知らせします。特に、土砂災害警戒区域や浸水想定区域にお住まいの方は、早めの避難をお願いします。

と感ずる場合には、「屋内安全確保」が必要です(表2)。
市は、気象情報や河川の水位情報などを基に、災害発生の恐れが高まったと判断した場合に、警戒レベル3から5の避難情報などを発令します。警戒レベル4を発令したときは、避難対象となる土砂災害警戒区域や浸水想定区域に居住している方は全員避難してください(表2)。

情報伝達・入手方法など

▽市の防災行政無線 放送から24時間まで、放送内容を電話で確認することができます。

▽市ホームページ
▽あきる野市公式Twitter
▽消防団などによる広報活動



・市内の固定電話からの利用:
☎0120・5558・540
(フリーダイヤル)
※050から始まる一部のIP電話は利用できません。
・携帯電話などその他の電話からの利用: ☎558・7777(有料ダイヤル)
▽あきる野市メール配信サービス 登録を希望する方は、次のコードを読み取り、登録してください。

▽気象庁ホームページ
▽テレビのデータ放送の利用 リモコンの「d」ボタンを押すとデータ放送が表示されます。

避難所における新型コロナウイルス感染症への対策

避難所では、感染症対策として体調チェック、避難所内の換気、スペースの確保など、衛生環境の確保を行います。避難が必要となる方は、次のことについて事前の準備や確認をお願いします。
・避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚や友人の家などへ避難を検討しましょう。
・1つの避難所で受け入れるこ

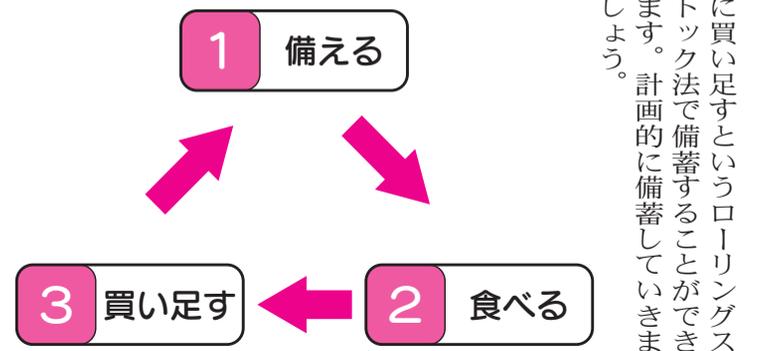
とのできる人数が減るため、自宅周辺の複数の避難所を、ハザードマップや市ホームページなどで、事前に確認しておきましょう。
・食料や水、毛布など、避難生活に必要なものは事前に準備しておきましょう。また、避難する際は、マスクを着用し、可能であればアルコール消毒液や体温計など感染症予防に必要なものも持ちください。
・避難所では手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

家庭内備蓄

災害発生から災害復旧まで(目安:3日~5日)の間に必要なものを日頃から用意しておきましょう。例えば、缶詰やカップ麺などありますが、詳細は市ホームページをご覧ください。

ローリングストック法

各家庭での備蓄は、非常用食料品や飲料水などを購入しなくても、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品などを賞味期限を迎えるまでに計画的に使用し、同様の物を新たに



樹木や看板などの適正な管理をお願いします。

強風による倒木や看板などが吹き飛ばされたことが原因で住民や住宅などに被害が出たら、所有者の責任が問われることがあります。定期的な樹木の枝払い、伐採、看板などの点検を行い、被害が発生しないよう適正な維持管理をお願いします。

問合せ 地域防災課防災係

台風19号に関する

り災証明書の受付は6月30日まで

令和元年10月の台風19号により住家に被害を受けた方に「り災証明書」を発行してきましたが、被災から半年を経過し、台風被害との因果関係を確認することが困難となってきたため、6月30日(火)で申請受付を終了します。り災証明

- ▽提出・問合せ 地域防災課防災係
- ▽必要書類 申請書、被災箇所の写真
- ▽申請期限 6月30日(火) 午後5時まで
- ▽書が必要な方は、期限までに申請してください。